

三条市独自の支援制度のご案内

1 事業継続、雇用確保に向けた支援制度【補助対象期間延長】

(1) 事業継続等支援補助金

補助対象者	売上高等減少率	補助内容
次の①、②をともに満たす方	2020年(令和2年)1月～12月の月別売上高で前年同月比50%以上の減少をしている月がある。	①事業物件賃料9か月分の1/4相当額 ※上限10万円 ②事業物件の固定資産税の9か月相当額 ③事業物件の上下水道料金9か月相当額 ④令和2年4月～12月分までの光熱費、通信費等の固定費 ※上限10万円
①市内の事業者 ②接待を伴う飲食業または正社員20人未満の事業者	2020年(令和2年)1月～12月の月別売上高で前年同月比30%以上50%未満の減少をしている月がある。	①事業物件の賃料9か月分の1/8相当額 ※上限5万円 ②事業物件の固定資産税9か月分の1/2相当額 ③事業物件の上下水道料金9か月分の1/2相当額 ④令和2年4月～12月分までの光熱費、通信費等の固定費 ※上限5万円

(2) 雇用調整助成金の前倒し貸付け

雇用調整助成金が支給される前に助成金の50%相当額を市が無利子で貸し付けます。

補助金額・補助率	雇用調整助成金支給額の50%相当額
対象者	接待を伴う飲食業または正社員20人未満の市内事業者

(3) 雇用調整助成金の上乘せ補助

雇用調整助成金の対象となる休業手当の1/10を補助します。

補助金額・補助率	解雇等を行わない場合を条件とし、雇用調整助成金の助成上限日額15,000円を超える休業手当を支払う場合に休業手当の1/10を補助 ※ただし、補助対象人数は9人まで
対象者	接待を伴う飲食業または正社員20人未満の市内事業者

2 行政書士等への申請代行手数料補助

補助金額・補助率	<p>国・県・市の行政機関や政府系金融機関等が実施する支援制度の申請に必要な費用のうち、行政書士、社会保険労務士、司法書士、税理士、中小企業診断士等に依頼した代行申請手数料や相談料について上限10万円まで補助します。</p> <p>【主な対象制度】</p> <p><国の支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金 ・持続化給付金 ・家賃支援給付金 <p><政府系金融機関の支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資) <p><新潟県の支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応資金 ・新型コロナウイルス感染症対策特別融資 <p><三条市の支援制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続等支援補助金 ・雇用調整資金貸付 ・持続給付金等つなぎ資金利子補給金 <p>※その他の新型コロナウイルス感染症対策支援制度についてもご相談ください。</p>
対象者	接待を伴う飲食業または正社員20人未満の市内事業者

【上記補助制度の申請について(1,2共通)】

- 申請期限 **令和3年2月26日(金)まで** ※土・日・祝日は窓口を開設しておりません
- 申請場所 **三条市厚生福祉会館 体育館2階ロビー**(三条市旭町2-6-11)
- 問合せ先 三条市経済部商工課 電話:0256-34-5610

3 経済活動再開に向けた支援制度【新規】

制度名	内容
(1)感染症予防企業環境整備補助金	事業所における感染症予防対策を目的とした設備導入等に必要な経費の一部を補助します。 【補助上限額】(補助率は事業経費の4/5) 従業員19人以下の事業者 上限 50万円 従業員20人以上の事業者 上限100万円
(2)Webを活用した販路開拓支援補助金	新型コロナウイルス感染症禍終息後の営業力強化を支援するため、HPの開設や改修等に必要な経費の一部を補助します。 【補助上限額】上限 100万円(補助率は事業経費の2/3)
(3)感染症対策製品開発支援補助金	感染症予防製品の開発にかかる経費の一部を補助します。 【補助上限額】上限 100万円(補助率は事業経費の4/5)
(4)キャッシュレス決済導入支援助成金	新たにキャッシュレス決済を導入する市内事業者に対して助成を行います。 ①キャッシュレス決済手数料助成 25,000円×キャッシュレス決済を導入する店舗数 ②キャッシュレス決済端末購入費助成 20,000円×キャッシュレス決済端末を導入する店舗数
(5)PCR検査費用助成金	県外出張や県外からの来客対応を伴う市内事業者が従業員等に受けさせるPCR検査費用の一部を助成します。 【1検体あたり助成額】 上限8,000円 ※自己負担額が8,000円を下回る場合はその自己負担額を上限 【助成対象となる検体上限数】 ・従業員数20人未満 15検体 ・従業員数20人以上 30検体 ・従業員数100人以上 50検体 ※助成対象となる検体は令和2年9月1日から12月31日までに検査を受けたものとなります。

【上記(1)～(5)の申請について】

- 申請期限 令和3年2月28日(日)消印有効
- 申請方法 **郵送にて**三条市経済部商工課まで送付してください。
(送付先:**955-8686 三条市旭町2-3-1 三条市経済部商工課**)
- 問合せ先 三条市経済部商工課 電話:0256-34-5610

4 税金、保険料等の減免(申請期限:令和3年3月31日(水))

※個人住民税の減免申請期限は令和3年2月26日(金)

(1)個人住民税の減免(問合せ先:税務課 34-5529)
(2)国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免(問合せ先:健康づくり課 34-5442)
(3)国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当(問合せ先:健康づくり課 34-5442)
(4)介護保険料の減免(問合せ先:高齢介護課 34-5476)